

令和4年8月26日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく神戸市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の方法	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の結果	1
1	総 括	2
(1)	算定対象会計	2
(2)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	3
(3)	健全化判断比率の状況	3
(4)	資金不足比率の状況	4
2	健全化判断比率	5
(1)	実質赤字比率	5
(2)	連結実質赤字比率	6
①	概 要	6
②	宅地造成事業を行う特別会計の概要	7
(3)	実質公債費比率	9
①	概 要	9
(4)	将来負担比率	10
①	概 要	10
②	一般会計等の将来負担額	12
③	充当可能財源等	16
3	公営企業の資金不足比率	17
(1)	概 要	17
	《参考資料》	
	別表 1-1~1-2、2-1~2-2	20

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し千円単位で表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年度増減額、差引額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。

令和3年度決算に基づく神戸市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定は法令等に基づいて適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、算定過程における判断の妥当性を含めて審査を行うため、決算書類、証書類、諸帳簿等との照合、責任者に対する質問等を行った。

また、各比率については、年度比較による分析を行った。

第3 審査の期間

令和4年5月26日～8月26日

第4 審査の結果

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要は以下のとおりである。

1 総括

(1) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は第1表のとおりである。

第 1 表 健全化判断比率等の対象会計

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※2	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	市営住宅事業費						公債費
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業費	連	結	実	質	資	
		駐 車 場 事 業 費						
		介 護 保 険 事 業 費						
		後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費						
	公営企業に係る特別会計※1	法非適用						市 場 事 業 費
								食 肉 セ ン タ ー 事 業 費
								農 業 集 落 排 水 事 業 費
								市 街 地 再 開 発 事 業 費
		法適用						下 水 道 事 業 会 計
								新 都 市 整 備 事 業 会 計
								港 湾 事 業 会 計
								自 動 車 事 業 会 計
								高 速 鉄 道 事 業 会 計
								水 道 事 業 会 計
工業用水道事業会計	工 業 用 水 道 事 業 会 計							
	一部事務組合，広域連合	阪神水道企業団						
	兵庫県後期高齢者医療広域連合							
地方公社，第三セクターなど	関西広域連合	神戸市道路公社						
	神戸市道路公社	公立大学法人神戸市外国語大学						
	公立大学法人神戸市外国語大学	公立大学法人神戸市看護大学						
	公立大学法人神戸市看護大学	地方独立行政法人神戸市民病院機構						
	地方独立行政法人神戸市民病院機構	損失補償を付している団体						
	損失補償を付している団体	回復・継続的な短期貸付を受けている団体						

※1 「法適用」は地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」は「法適用」以外の公営企業である。

※2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成 21 年 4 月 1 日から施行されている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が行われ、各比率が早期健全化基準以上であれば財政健全化計画を、財政再生基準以上であれば財政再生計画を議会の議決を経て定めなければならないこととなっている。

(3) 健全化判断比率の状況

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、第2表のとおりである。

第 2 表 健全化判断比率の状況

(単位 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	-	-	16.25	30.00
実質公債費比率	4.4	4.3	25.0	35.0
将来負担比率	56.4	61.6	400.0	-

令和3年度決算において一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字及び全会計の連結実質赤字は生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

このほか、当年度の実質公債費比率は4.4%、将来負担比率は56.4%であり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(4) 資金不足比率の状況

令和3年度決算に基づく公営企業に係る特別会計の資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第 3 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	経営健全化 基準
市 場 事 業 費	-	-	20.0
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	-	-	
農 業 集 落 排 水 事 業 費	-	-	
市 街 地 再 開 発 事 業 費	-	-	
下 水 道 事 業 会 計	-	-	
新 都 市 整 備 事 業 会 計	-	-	
港 湾 事 業 会 計	-	-	
自 動 車 事 業 会 計	19.6	15.5	
高 速 鉄 道 事 業 会 計	-	-	
水 道 事 業 会 計	-	-	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	-	-	

備考： 経営健全化基準以上であれば経営健全化計画を策定。

公営企業に係る特別会計 11 会計のうち、自動車事業会計において資金不足比率が算定されているが、かろうじて経営健全化基準を下回っている。

自動車事業会計の当年度の資金不足比率は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による資金不足を補填するため認められた特別減収対策企業債の発行により19.6%であった。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考:1 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

2 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

当該比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定される。令和3年度決算に基づく一般会計等の実質収支額合計は第4表のとおり黒字であり、当該比率は算定されない。

なお、当年度の一般会計の実質収支は、10億3千6百万円の黒字であった。

第4表 実質赤字比率の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

会 計 名	令和3年度 (a)	令和2年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
一 般 会 計 等 実 質 収 支 額 (A)	1,036,532	299,948	736,584
一 般 会 計	1,036,532	299,948	736,584
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 ※	—	—	—
市 営 住 宅 事 業 費	—	—	—
公 債 費	—	—	—
標 準 財 政 規 模 (B)	461,249,025	443,142,773	18,106,252
実 質 赤 字 比 率 (A/B×100)	—	—	—

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、実質赤字比率は算定されない。

備考:(A)欄の合計額は一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出に基づいて算定したもの。

なお、会計別内訳は純計に基づくものではない。

実質赤字の場合は、実質収支額欄が負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

① 概要

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考:1 連結実質赤字額=(実質黒字額+資金剰余額)-(実質赤字額+資金不足額)がマイナスの値である。

2 資金不足額(法適用企業)=[{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額

資金剰余額(法適用企業)=流動資産-{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債}

なお、流動資産や流動負債からは一般会計等との重複額等の控除があるほか、宅地造成事業を行う特別会計には土地評価差額等特例的な取扱いがある。

3 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

令和3年度決算に基づく全会計の連結実質収支額は、第5表のとおりであり、全会計の連結実質赤字は生じていないことから、当該比率は算定されない。

第5表 連結実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

	実質収支額又は資金不足・剰余額		対前年度増減 (a-b)
	令和3年度(a)	令和2年度(b)	
一般会計等 (A)	1,036,532 (0.5)	299,948	736,584
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 (B)	5,576,808 (2.7)	6,700,684	△ 1,123,876
国民健康保険事業費	2,368,608 (1.1)	2,040,181	328,427
駐車場事業費	— (—)	—	—
介護保険事業費	3,208,200 (1.5)	4,660,503	△ 1,452,303
後期高齢者医療事業費※1	— (—)	—	—
公営企業に係る特別会計 (C)	203,224,286 (96.8)	214,334,085	△ 11,109,799
法非適用			
市場事業費	— (—)	—	—
食肉センター事業費	— (—)	—	—
農業集落排水事業費	— (—)	—	—
市街地再開発事業費	5,436,962 (2.6)	3,138,946	2,298,016
法適用			
下水道事業会計	29,611,796 (14.1)	26,859,904	2,751,892
新都市整備事業会計	112,719,079 (53.7)	123,334,204	△ 10,615,125
港湾事業会計	43,572,588 (20.8)	39,646,145	3,926,443
自動車事業会計	△ 1,637,043 (△ 0.8)	△ 1,239,732	△ 397,311
高速鉄道事業会計	3,361,743 (1.6)	6,131,495	△ 2,769,752
水道事業会計	9,672,123 (4.6)	14,776,124	△ 5,104,001
工業用水道事業会計	487,038 (0.2)	1,686,999	△ 1,199,961
連結実質収支額 (D = A + B + C)	209,837,626 (100.0)	221,334,717	△ 11,497,091
標準財政規模 (E)	461,249,025	443,142,773	18,106,252
連結実質赤字比率 (D / E)	—	—	—

※1 後期高齢者医療事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、実質赤字比率は算定されない。

備考：1 「実質収支額／資金不足・剰余額」欄の負の値は、公営企業に係る特別会計における資金不足額又はその他の会計における実質赤字を表している。

2 表中の（ ）は「連結実質収支額(D)」に対する構成比率である。

なお、販売を目的とする土地を保有し宅地造成事業を行う特別会計における算定上特例的な取扱いについては、「②宅地造成事業を行う特別会計の概要」で述べる。

② 宅地造成事業を行う特別会計の概要

神戸市において、宅地造成事業を行う特別会計は新都市整備事業会計(地方公営企業法適用)、市街地再開発事業費(地方公営企業法非適用)の2会計である。

新都市整備事業会計においては、第6-1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた額(他会計との重複額の控除等の調整後)(A)は804億円であるが、算定上の特例により販売用土地収入見込額(B)を加え、その造成のために起こした地方債の現在高等(C)、(D)を差し引きするため、財政健全化法における資金剰余額(E)は1,127億円であり、連結実質収支額の53.7%である。

資金剰余額(E)が前年度に比べ106億円減少している。これは主として、当年度末の流動資産が減少したことにより、流動資産から流動負債を差し引いた額(A)が減少したことによるものである。

第 6 - 1 表 宅地造成事業を行う特別会計(法適用企業)の状況

〔新都市整備事業会計〕(単位 金額：千円)

	令和3年度 (a)	令和2年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
当年度末の流動資産から流動負債を差し引いた額 (A)	80,408,037	99,106,332	△ 18,698,295
販売用土地収入見込額 (B)	122,933,783	137,628,884	△ 14,695,101
販売用土地収入見込額から控除する額 (C)	61,226,741	63,201,012	△ 1,974,271
地方債の現在高 (D)	29,396,000	50,200,000	△ 20,804,000
資金剰余額 (A) + (B) - (C) - (D) (E)	112,719,079	123,334,204	△ 10,615,125

備考：1 (A)欄は、(流動資産-他会計との重複額)-(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債-他会計との重複額)

2 (B)欄は、時価評価から販売経費等見込額を控除した額、簿価のいずれか低い方である。

時価評価は、区域ごとの販売公表価格を基準として販売実績の有無や売出開始後の経過年数を加味する方法を用いて算定している。

3 (D)欄は、算定の取扱い上、流動負債に計上されている地方債の現在高(208億円)は含まれていない。

次に、市街地再開発事業費の状況は第 6-2 表のとおりであり、市街地再開発事業費の繰越金 (A) に販売用土地収入見込額 (B) を加え、地方債の現在高 (C) を控除した額となる。

市街地再開発事業費の繰越金 (A) はなく、販売用土地収入見込額 (B) が地方債の現在高 (C) を上回っていることから、財政健全化法の算定上、資金剰余額 (D) が生じる。

第 6-2 表 宅地造成事業を行う特別会計(法非適用企業)の状況

〔市街地再開発事業費〕(単位 金額：千円)

	令和3年度 (a)	令和2年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
市街地再開発事業費の繰越金 (A)	-	-	-
販売用土地収入見込額 (B)	25,988,169	25,986,157	2,012
地方債の現在高 (C)	20,551,207	22,847,211	△ 2,296,004
資金剰余額 (A) + (B) - (C) (D)	5,436,962	3,138,946	2,298,016

備考：(B) 欄は、保留床売却収入見込額である。

(3) 実質公債費比率

① 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模に対する比率（3 か年平均）であり、算定式は以下のとおりである。財政健全化法における早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、また、18%以上になると地方債発行の協議団体から許可団体へ移行することになる基準である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{算入公債費等の額}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \text{の3か年平均}$$

備考:1 準元利償還金は、公債基金の積立不足額を考慮して算定した額、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金、阪神水道企業団の地方債償還に対する負担金及び公債費に準じる債務負担行為に係るものの合計である。

2 算入公債費等の額は、元利償還金及び準元利償還金に係る地方交付税の基準財政需要額への算入額である。

当年度の算定状況は第7表のとおりである。

過去3か年において、地方交付税算入率の高い市債の償還が進捗したため、実質公債費比率（3 か年平均）は4.4%で、前年度（4.3%）に比べ0.1ポイント上昇している。

国税収入の増加に伴い、後年度の臨時財政対策債の償還基金費等として地方交付税の追加交付があり標準財政規模が増加したことにより、令和3年度の実質公債費比率（単年度）は4.4%で、前年度（4.8%）に比べ0.4ポイント低下している。

第 7 表 実 質 公 債 費 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
地方債の元利償還金 (A)	40,218,939	43,314,325	46,454,320
準元利償還金 (B)	63,605,357	60,965,166	58,886,570
特定財源 (C)	30,593,954	29,882,366	30,477,374
元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)	55,463,132	55,901,907	59,063,349
標準財政規模 (E)	461,249,025	443,142,773	439,969,175
実質公債費比率(単年度)	4.4%	4.8%	4.1%
実質公債費比率(3か年平均)	4.4%		

備考:1 令和2年度実質公債費比率(平成30年度～令和2年度の3か年平均)は、4.3%である。

$$2 \text{ 実質公債費比率(単年度)} = \frac{(A+B) - C - D}{E - D} \times 100$$

(4) 将来負担比率

① 概要

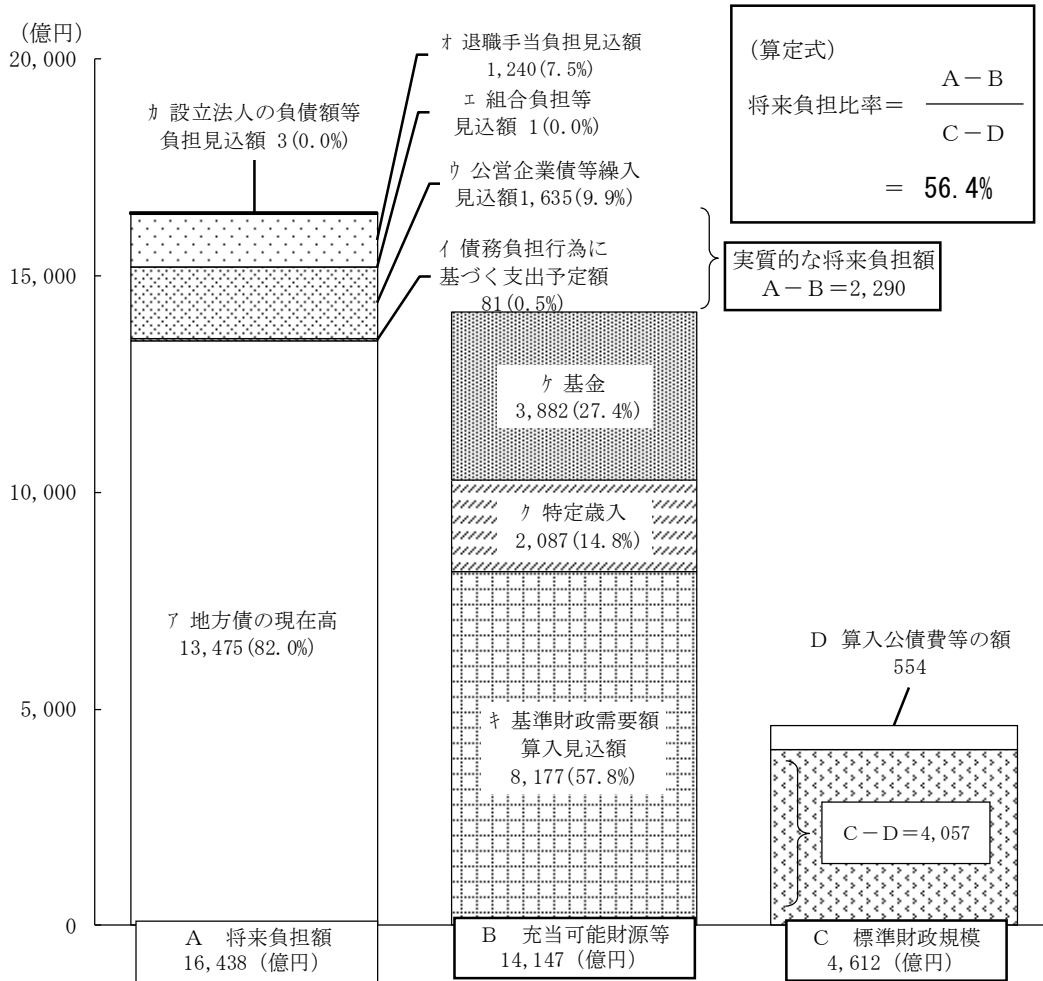
将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。これは財政健全化法で導入された唯一のストック指標であり、政令市の早期健全化基準は400%とされている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

令和3年度決算に基づく算定状況は第1図のとおりである。将来負担額1兆6,438億円から充当可能財源等1兆4,147億円を差し引いた実質的な将来負担額は2,290億円であり、標準財政規模から地方債の元利償還等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入額を控除した額4,057億円に対する将来負担比率は56.4%で、前年度(61.6%)に比べ5.2ポイント低下している。

これは、国税収入の増加に伴い、後年度の臨時財政対策債の償還基金費等として地方交付税の追加交付があり標準財政規模が増加したこと、及び公債基金をはじめとした充当可能財源等が増加したことによる。

第 1 図 将来負担比率の状況



備考：グラフ上の()は、A:将来負担額に対する構成比率、B:充当可能財源等に対する構成比率である。

② 一般会計等の将来負担額

一般会計等の将来負担額の状況は第8表のとおりであり、主として地方債の現在高が増加したことにより、前年度に比べ581億円増加している。

第 8 表 一般会計等の将来負担額の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和3年度 (a)	令和2年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
地方債の現在高 ア	1,347,560,010 (332.1)	1,302,897,899	44,662,111
債務負担行為に基づく支出予定額 イ	8,137,157 (2.0)	9,266,254	△ 1,129,097
公営企業債等繰入見込額 ウ	163,536,289 (40.3)	144,416,559	19,119,730
組合負担等見込額 エ	153,761 (0.0)	162,399	△ 8,638
退職手当負担見込額 オ	124,079,636 (30.6)	126,295,406	△ 2,215,770
設立法人の負債額等負担見込額 カ	348,195 (0.1)	2,629,347	△ 2,281,152
連結実質赤字額 ①	— (—)	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額 ②	— (—)	—	—
将来負担額合計(ア～カ計+①+②)	1,643,815,048 (405.1)	1,585,667,864	58,147,184
(参考) 標準財政規模 C	461,249,025	443,142,773	18,106,252
(参考) 算入公債費等 D	55,463,132	55,901,907	△ 438,775
(参考) 将来負担比率算式の分母(C-D)	405,785,893	387,240,866	18,545,027

備考:1 表中のアからカ、C、Dは第1図参照

2 表中の()は、将来負担比率算式の分母(C-D)に対する比率である。

各算定要素の概要は、以下のとおりである。

ア 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は1兆3,475億円で、将来負担額の82.0%となっており、主として臨時財政対策債が325億円増加したほか、土木債が156億円、教育債が65億円増加したことなどにより、前年度に比べ446億円増加している。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は81億円である。

主な内訳は、東灘区、灘区及び北区の庁舎整備に係るもの56億円、中央卸売市場本場の再整備などPFI事業に係るもの21億円などである。庁舎整備に係る債務負担行為が前年度に比べ9億円減少したこと等により、支出予定額は前年度に比べ11億円減少している。

ウ 公営企業債等繰入見込額

一般会計等以外の特別会計の企業債等元金償還に対する一般会計等からの繰入見込額は1,635億円で、将来負担額の9.9%である。これは、一般会計等以外の特別会計15会計のうち下水道事業会計など9会計に対するものであり、内訳は第9表のとおりである。

宅地造成事業以外については、企業債残高に過去3か年の準元金償還金を元金償還金で除した繰入実績等の平均値を乗じて算定されるが、経常赤字の公営企業は総務省が定める繰出基準に基づく繰入見込額が下限となる。

宅地造成事業については、現在の繰入実績の有無にかかわらず、事業終了時の実質的な債務超過に相当する額が算定される。

前年度に比べ繰入見込額が191億円増加（第8表参照）しているのは、港湾事業会計において、前年度に比べ、企業債元金償還にかかる繰入額が増加したことなどによるものである。

第9表 公営企業債等繰入見込額の状況

(単位 金額：千円)

会計名	令和3年度			令和2年度		
	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)
市場事業費	4,487,620	-	4,487,620	3,546,961	-	3,546,961
食肉センター事業費	1,256,424	-	1,256,424	1,223,015	-	1,223,015
農業集落排水事業費	4,712,270	-	4,712,270	5,174,947	-	5,174,947
市街地再開発事業費	9,415,706	-	9,415,706	11,638,228	-	11,638,228
下水道事業会計	46,166,472	-	46,166,472	40,467,476	-	40,467,476
港湾事業会計	46,672,316	-	46,672,316	29,251,629	-	29,251,629
自動車事業会計	584,481	-	584,481	364,348	-	364,348
高速鉄道事業会計	50,196,883	-	50,196,883	52,702,248	-	52,702,248
水道事業会計	44,117	-	44,117	47,707	-	47,707
合 計	163,536,289	-	163,536,289	144,416,559	-	144,416,559

エ 組合負担等見込額

阪神水道企業団が実施する水源開発等施設整備に係る地方債の償還額等については、繰出基準の対象となる地方債等の現在高に構成団体ごとの負担率を乗じて算定している。神戸市の負担見込額は、主として対象となる地方債の償還進捗等により、前年度に比べ8百万円減少し、1億5千3百万円であった。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合及び関西広域連合については神戸市が負担すべき地方債現在高はないため、負担見込額は算定されない。

なお、各団体においては、当年度の連結実質赤字額はなく、組合連結実質赤字額負担見込額は算定されない。

オ 退職手当負担見込額

当年度末退職者を除く全職員のうち、一般会計等が実質的に退職手当を負担する職員が、当年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。

退職手当負担見込額は1,240億円であり、前年度に比べ22億円減少している。これは勤続年数の長い職員数の減による。

カ 設立法人の負債額等負担見込額

(7) 神戸市道路公社に係るもの

神戸市道路公社の負債額に係る一般会計等の負担見込額は第10表のとおりである。

借入金残高は166億円、将来収支見込額は202億円で、償還に充てることができる現預金等も50億円あるため、将来負担額は算定されない。

なお、財政健全化法においては、神戸市からの出資金249億円及び神戸市からの長期借入金18億円を同公社に係る負担見込額の算定上考慮しない。

第 10 表 道路公社の負債額に係る負担見込額の状況

(単位 金額：千円)

		借入金残高 (A)	将来収入見込額 (B)	将来支出見込額 (C)	将来収支見込額 (D)=(B)-(C)	道路事業損失 補てん引当金 (E)	将来負担額 (負の場合0) (A)-(D)-(E)
令和3年度 (a)	道路特措法	16,675,842	75,677,238	55,730,541	19,946,697	5,008,122	-
	上記以外	-	776,781	443,581	333,200		
	計	16,675,842	76,454,019	56,174,122	20,279,897		
令和2年度 (b)	道路特措法	17,476,290	81,085,901	69,171,312	11,914,589	4,265,885	959,144
	上記以外	-	891,252	554,580	336,672		
	計	17,476,290	81,977,153	69,725,892	12,251,261		
対前年度増減 (a-b)	道路特措法	△ 800,448	△ 5,408,663	△ 13,440,771	8,032,108	742,237	△ 959,144
	上記以外	0	△ 114,471	△ 110,999	△ 3,472		
	計	△ 800,448	△ 5,523,134	△ 13,551,770	8,028,636		

備考：1 (B)欄及び(C)欄は、道路整備特別措置法に係る業務については計画上の収入及び支出をそれぞれ過去3か年の実績に応じて補正し、それ以外の業務については3か年平均値に業務実施見込期間を掛けて算出している。

2 (E)欄は道路整備特別措置法施行令に基づく道路事業損失補てん引当金のうち、現預金等借入金の償還に充てることができるものに限る。

(イ) 地方独立行政法人に係るもの

神戸市の地方独立行政法人としては、公立大学法人神戸市外国語大学、公立大学法人神戸市看護大学及び地方独立行政法人神戸市民病院機構があるが、各法人とも繰越欠損金はなく、負担見込額は算定されない。

(ウ) 損失補償債務等に係るもの

損失補償債務等に係る負担見込額の状況は第 11 表のとおりであり、負担見込額は 3 億 4 千万円である。

(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に対し、神戸市が損失補償を行っている債務 33 億円を対象に、法人の財務諸表における経常損益や純資産等の状況等に応じて国の算定基準に基づき、神戸市の将来負担額が算定されている。当年度は、経常損益、純資産ともに好転したことにより、損失補償債務の将来負担額への算入率が前年度の 50%から 10%となり、負担見込額は 3 億 3 千万円に減少した。

(ii) 公的信用保証、その他の損失補償債務等に係る負担見込額

公的信用保証及びその他の損失補償債務等に係る負担見込額は 1 千 8 百万円で、前年度に比べ微減となった。

第 11 表 損失補償債務等に係る負担見込額の状況

(単位 金額：千円)

	令和3年度 (a)	令和2年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額 ※1	330,000	1,650,000	△ 1,320,000
(公財)神戸医療産業都市推進機構	330,000	1,650,000	△ 1,320,000
(ii) 公的信用保証、その他の負担見込額	18,195	20,203	△ 2,008
神戸電鉄株式会社 ※2	18,195	20,203	△ 2,008
合 計	348,195	1,670,203	△ 1,322,008

※1 損失補償債務等に係る負担見込額の算定要素である経常損益からは神戸市の補助金等財政支援分が除かれる。

※2 三田線複線化等事業に係る損失補償債務。

③ 充当可能財源等

一般会計等の将来負担額に対する充当可能財源等の状況は第12表のとおりであり、充当可能財源等合計額は1兆4,147億円で、前年度に比べ677億円増加している。

第 12 表 充 当 可 能 財 源 等 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和3年度 (a)	令和2年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
基準財政需要額算入見込額 キ	817,713,695 (57.8)	804,996,293	12,717,402
充当可能特定歳入 ク	208,775,973 (14.8)	207,733,520	1,042,453
都市計画税収	106,827,536 (7.6)	104,119,726	2,707,810
転貸債に係る償還金	53,116,920 (3.8)	53,812,972	△ 696,052
公営住宅の使用料等	48,831,517 (3.5)	47,000,822	1,830,695
国庫支出金等	— (—)	—	—
猶予特例債に係る徴収金等	— (—)	2,800,000	△ 2,800,000
充当可能基金 ケ	388,247,899 (27.4)	334,226,476	54,021,423
公債基金	342,134,957 (24.2)	300,832,680	41,302,277
都市整備等基金	17,474,344 (1.2)	12,394,238	5,080,106
財政調整基金	14,561,665 (1.0)	8,261,564	6,300,101
その他の基金	14,076,933 (1.0)	12,737,994	1,338,939
充当可能財源等合計 (キ～ケ計)	1,414,737,567 (100.0)	1,346,956,289	67,781,278

備考：1 表中のキ、ク、ケは第1図参照

2 表中の()は充当可能財源等に対する構成比率である。

ア 基準財政需要額算入見込額 (第12表キ)

基準財政需要額算入見込額は8,177億円で、充当可能財源等の57.8%である。これは、地方債償還元金等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入見込額であり、地方債現在高等に国が定めた算入率を乗じて算定され、前年度に比べ算入見込額は127億円増加しているが、これは臨時財政対策債償還基金費等に係る算入見込額が増加したことなどによる。

イ 地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入 (第12表ク)

地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入は2,087億円で、充当可能財源等の14.8%である。前年度に比べ10億円増加しているが、これは地方債の償還に充てる都市計画税等の充当見込額が増加したことなどによる。

ウ 充当可能基金 (第12表ケ)

充当可能基金は、財政健全化法上では、法律で用途が限定されている基金や公営企業に設けられた基金を除く全ての基金(繰替運用や不動産等で保有する部分を除く)とされており、充当可能基金額は公債基金など19基金3,882億円(同27.4%)である。

前年度に比べ540億円増加しているが、これは公債基金が増加したことなどによる。

3 公営企業の資金不足比率

(1) 概要

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

備考:1 資金の不足額

〔法適用〕=[{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額

〔法非適用〕=(実質赤字額+建設改良費等以外の経費に充てる地方債)-解消可能資金不足額

なお、神戸市の法非適用の公営企業に対しては一般会計が収支差補填等の繰出を行っており実質赤字額は生じていない。

2 事業規模=営業収益の額-受託工事収益の額（法非適用の場合はそれぞれ相当する額）

なお、宅地造成事業のみを行っている公営企業（法適用）は事業規模=資本+負債である。

財政健全化法上、資金不足比率が経営健全化基準である20%以上になると、経営健全化計画を議会の議決を経て定めなければならない。このほか、地方財政法上、資金不足比率が10%以上になると、起債にあたり総務大臣の許可が必要となり、資金不足解消計画の策定が必要となる。

令和3年度決算に基づく資金不足比率の状況は第13表のとおりであり、公営企業に係る特別会計11会計のうち、資金不足比率が算定されたのは自動車事業会計の1会計である。

自動車事業会計の資金不足比率は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による資金不足を補填するため認められた特別減収対策企業債を発行した結果、19.6%となった。なお前年度は、運輸収入が同企業債の借入時の見込みほど悪化しなかったため、資金不足額が減少し、一時的に比率が好転していた。

第 13 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和3年度			令和2年度		
	資金不足額	事業規模	資金不足比率	資金不足額	事業規模	資金不足比率
市場事業費	-	1,408,102	-	-	1,360,431	-
食肉センター事業費	-	166,044	-	-	162,404	-
農業集落排水事業費	-	119,314	-	-	119,872	-
市街地再開発事業費	△ 5,436,962	598,869	-	△ 3,138,946	-	-
下水道事業会計	△ 29,611,796	22,645,602	-	△ 26,859,904	22,277,819	-
新都市整備事業会計	△ 112,719,079	198,661,718	-	△ 123,334,204	226,787,597	-
港湾事業会計	△ 43,572,588	16,485,692	-	△ 39,646,145	16,454,690	-
自動車事業会計※1	1,637,043	8,315,414	19.6	1,239,732	7,970,585	15.5
高速鉄道事業会計	△ 3,361,743	17,613,944	-	△ 6,131,495	16,727,174	-
水道事業会計	△ 9,672,123	30,124,239	-	△ 14,776,124	29,729,781	-
工業用水道事業会計	△ 487,038	1,454,029	-	△ 1,686,999	1,456,049	-

※1 令和3年度資金不足額=[流動負債57億円-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債3億円+建設改良費等以外の経費に充てる地方債33億円-流動資産38億円-解消可能資金不足額33億円]

備考：資金不足額欄において、資金不足額は正数表示となる。

《 参 考 资 料 》

別表 1-1~1-2、2-1~2-2

《総務省「令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より集計》

別表1-1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率(政令市)の状況

(単位 比率：%)

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
札幌市	—	札幌市	—	札幌市	2.6	浜松市	—
仙台市	—	仙台市	—	相模原市	2.6	岡山市	—
さいたま市	—	さいたま市	—	大阪市	2.7	堺市	5.0
千葉市	—	千葉市	—	神戸市	4.3	大阪市	5.3
横浜市	—	横浜市	—	浜松市	5.1	相模原市	23.9
川崎市	—	川崎市	—	岡山市	5.4	さいたま市	28.2
相模原市	—	相模原市	—	さいたま市	5.8	札幌市	43.0
新潟市	—	新潟市	—	堺市	5.8	静岡市	48.8
静岡市	—	静岡市	—	熊本市	6.0	神戸市	61.6
浜松市	—	浜松市	—	仙台市	6.1	仙台市	71.2
名古屋市	—	名古屋市	—	静岡市	6.5	名古屋市	104.4
大阪市	—	京都市	—	名古屋市	7.9	福岡市	107.1
堺市	—	大阪市	—	川崎市	8.2	熊本市	121.9
神戸市	—	堺市	—	福岡市	9.7	川崎市	122.0
岡山市	—	神戸市	—	横浜市	10.5	千葉市	128.8
広島市	—	岡山市	—	北九州市	10.6	新潟市	134.7
北九州市	—	広島市	—	新潟市	10.9	横浜市	137.4
福岡市	—	北九州市	—	京都市	11.4	北九州市	161.6
熊本市	—	福岡市	—	広島市	11.7	広島市	174.7
京都市	0.07	熊本市	—	千葉市	11.8	京都市	193.4
平均	—	平均	—	平均	7.3	平均	86.0

備考1 実質赤字額や連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」と表記している。

2 早期健全化基準は、各団体とも実質赤字比率11.25%、連結実質赤字比率16.25%、実質公債費比率25%、将来負担比率400%である。政令市はいずれの比率も早期健全化基準を下回っている。

3 平均値は加重平均である。

別表1-2 令和2年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県 (47団体)	—	—	—	—	—
政令市 (20団体)	—	—	—	—	—
市区 (795団体)	—	—	1 (1)	—	1 (1)
町村 (926団体)	—	—	—	—	—
合計 (1,788団体)	—	—	1 (1)	—	1 (1)

備考1 ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

3 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準(財政再生基準)以上である団体の純計は、1(1)団体(市1(1))である。

別表 2 - 1 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率(政令市の公営企業会計)の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

政令市	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率	標準財政規模比
神戸市	自動車事業会計	1,239,732	15.5	0.3
京都市	京都市高速鉄道事業特別会計	12,008,620	62.6	3.0
仙台市	自動車運送事業会計	482,919	9.5	0.2
政令市合計		13,731,271	-	-

備考 1 資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

2 資金不足比率には、財政再生基準はない。

別表 2 - 2 令和 2 年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	- / 24	- / 19	- / 1,175	- / 96	- / 1,314
簡易水道事業	- / -	- / 2	- / 480	- / 1	- / 483
工業用水道事業	- / 39	- / 9	- / 95	- / 10	- / 153
交通事業	- / 3	1 / 18	2 / 55	- / 3	3 / 79
電気事業	- / 25	- / 2	1 / 69	- / 2	1 / 98
ガス事業	- / -	- / 1	- / 21	- / -	- / 22
港湾整備事業	- / 35	- / 4	- / 41	- / 6	- / 86
病院事業	- / 37	- / 14	1 / 438	- / 78	1 / 567
市場事業	- / 9	- / 18	- / 117	- / 9	- / 153
と畜場事業	- / 1	- / 6	- / 26	- / 6	- / 39
宅地造成事業	- / 48	- / 16	- / 343	- / 5	- / 412
下水道事業	- / 45	- / 28	3 / 2,152	- / 21	3 / 2,246
観光施設事業	- / 6	- / 4	1 / 216	- / -	1 / 226
その他事業	- / 15	- / 2	- / 64	- / 21	- / 102
合計	- / 287	1 / 143	8 / 5,292	- / 258	9 / 5,980

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。